

第2回建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合

日 時：平成30年8月7日（火）14:00～15:53

場 所：厚生労働省5号館20階共用第8会議室

○佐々木建設安全対策室長 それでは、定刻になりましたので、第2回「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を開催いたします。

私は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室の佐々木と申します。よろしく願いいたします。

初めに、報道関係者の皆様、それから傍聴の皆様、この会議の撮影は冒頭のみとさせていただきます。改めて御案内しますが、それ以降の撮影は御遠慮いただきたいと思っております。

○佐々木建設安全対策室長 それではまず、人事異動によりまして、本実務者会合の国交省からのオブザーバーで来ていただいております方に変更がありますので、御紹介いたします。

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室企画専門官の天野様でいらっしゃいます。

ありがとうございます。

続きまして、事務局にも人事異動により変更がございますので、御紹介いたします。

安全衛生部長の椎葉でございます。

安全衛生部安全課長の奥村でございます。

最後に、建設安全対策室の佐々木でございます。

よろしく願いいたします。

それでは、報道関係者の皆様、傍聴の皆様、これ以降の撮影は御遠慮いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

（カメラ撮影終了）

では、議事に入ります前に、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

まず、議事次第が1枚ございます。

資料1 主な論点について

資料2 （建設業労働災害防止協会提出資料）墜落・転落災害撲滅キャンペーン

資料3 （全国仮設安全事業協同組合提出資料）シンガポール労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則

参考資料1 建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合開催要綱

なお、これと別に、参集者とオブザーバーの方の机上に1枚、全国仮設安全事業協同組合様からの当日配付資料としまして、災害事例が掲載された紙が配られているかと思いません。こちらにつきましては、あくまで本日、当日配付されたいということで配られた資料でございまして、発言に当たっての補助資料ということで、正式な資料としては取り扱わないということをお願いしたいと思えます。

また、傍聴者の皆様には配付していないということで御承知おきいただければと思えます。

また、参集者・オブザーバーの皆様には、机上のファイルに1回目の実務者会合の資料をとじたものを用意しております。

資料に漏れ等ございませぬでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ議事に入らせていただきたいと思います。

蟹澤座長、よろしくお願ひいたします。

○蟹澤座長 それでは、皆様、改めて、こんにちは。きのうまでの酷暑も一段落しておりますが、また台風が来ているようでございませぬので、現場のほうを預かっている皆さんは今大変なところだと思いますけれども、この会議も、現場で一生懸命働く方々により安全な環境をとというような会合でございませぬので、本日も活発な御議論と、時間も限られていますので、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

本日は、資料1として、事務局から初会合を踏まえた主な論点についての資料を用意していただいております。この資料を拝見したところ、論点の項目といたしましては、一側足場の問題、それから、手すり先行工法などのより安全な措置、これもハード面とソフト面ありますが、1つはハード面、それから足場の安全点検、それからソフト対策ということですが、これは前回も議論になりましたけれども、特に木建現場、または町場の現場と言ってもいいと思えますが、それらに対するソフト対策、それから、その他という項目がございませぬ。それぞれの項目について事務局から御説明をいただき、本日は議論を深めてまいりたいと思えます。

それでは最初に、一側足場について、まずは事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○東技術審査官 事務局でございませぬ。

それでは、資料1の「主な論点について」と書いたこちらの資料について御説明したいと思います。

こちらは、1回目の実務者会合を踏まえて、左から「項目」、その横に「現状」「第1回実務者会合等での主な意見」、それらを踏まえた「議論の方向性」ということでまとめさせていただいたものとなっております。また、座長からお話しいただいたとおりですが、項目としては、「一側足場」について、「手すり先行工法などの『より安全な措置』等（ハード面）」について、「足場の安全点検」について、「（特に木建現場の労働者等に対する）ソフト対策」、それから「その他」と項目分けをしております。

それでは、ここでは1ページ目、2ページ目になりますが、「一側足場」のことについて御説明したいと思います。まず、最初の1ページ目になります。

まず、「現状」についてでございます。一側足場が関係する災害、死亡災害についてですが、平成27、28年の2年間では12件の死亡災害が発生しております。このうち通常作業中に足場の躯体側からの墜落が5件、足場の外側からの墜落が4件発生しているところでございます。

その一方、一側足場については、作業床の幅や手すり、中さん等の足場用墜落防止設備についての安衛則第563条の規定については適用対象から除外されているところでございます。

このため、前回、一側足場についても、本足場、その他の足場と同様に、作業床の幅、手すり、中さん等を規定するという点について事務局から御提案させていただいたところでございます。

「第1回実務者会合等での主な意見」としては、例えば、2つ目のポツになりますが、一側足場に本足場と同等の規制を求めて対応できるのか、きちんと整理する必要がある。3ポツ目、4ポツ目の、一定以上の幅の作業床が設置できるのであれば、本足場とすることができないのではないかと。本足場を原則とした上で、設置場所のスペース等の観点から、一側足場が設置できる箇所の要件を規定するべきではないかといった御意見がありました。

また、第1回目の会合後、関係する一部の参集者の皆様と継続的に意見交換させていただいていく中で、本足場を原則、一側足場については例外的な位置づけということを経営上明記することが重要ではないかと。一側足場が設置することができる箇所については、設置場所のスペースの観点から考えられるのではないかと。そういった前提であれば、一側足場に対して安衛則第563条の墜落防止措置と同様の規定をすることは難しいのではないかと。といった御意見をいただいたところでございます。

こういった御意見を踏まえ、「議論の方向性」として書いておきますとおり、一側足場については、狭隘な敷地である場合での例外的な使用等に限定するという従来からの原則的な考え方ではありますが、法上明記するべきではないかと考えておられますところ、御議論いただきたいと思っておりますし、またあわせて、一側足場を例外的に使用できる条件ですとか、その場合の一側足場の構造について最低限の基準、手すりの設置ですとか安全帯取付設備の設置等ということについて示す必要はないかといった観点でも御議論いただければと思います。

また、この資料2ページ目には（補足資料）として主な一側足場について示しているところでございます。①は単管をクランプ、あるいはくさび緊結で組んだだけのもの。②についてはいわゆる抱き足場、③は建地が中心となるように布板を配置した布板一側足場といったものでございます。また、下段はいわゆるブラケット一側足場になります。左側が典型的なものかと思っております。また、一番右側は、建地が1スパンおきに外側のみになっているもので、こういったものはよく見かけるものかと思っております。また、下の段、真ん中に

についてはブラケットの先端に手すり等を設けたもので、通常のものとは躯体側、外側が逆向きになっているものがございます。

2 ページ目のこれらの資料については、参集者、武石委員からいただいた資料をベースに作成したものでございます。もし武石委員のほうで何か補足等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○武石委員 では、補足させていただきます。

①番、②番は作業床がない一側足場と。これは丸太足場を単管で組み立てるようなものになっていると思います。実際には木造住宅の塗装工事で目にする事は結構あります。③番目の布板一側足場ですが、こちらは厚生労働大臣が定める規格の中にこれに関する規格がございまして、現実的に仮設工業会としましては30年以上も前に認定していた経緯があります。

ただ、現在は、システムとしての製品の製造、それから認定はしておりません。製品として、システムとして、今はつくってないだろうと思われま。

ただし、通常、一般的に使われておりますくさび緊結式足場においてもこのような組立方ができるケースがあります。そのための部材も用意してある場合もあります。よく聞くところによりますと、ビルとビルの非常に狭い、本当に30cmぐらいしかない部分で使っているという話も聞いたことがあります。ですから、いわゆる規格品としては現存しないのですが、くさび緊結式足場の組立方の一例として使われている例はあるのではないかと思います。

それから、下3つがいずれもブラケット一側足場ですけれども、これがくさび緊結式足場でも、それから単管を使った単管ブラケット一側足場も両方あります。一般的なものは一番左側のブラケット一側足場ですが、このブラケットの先端に手すり柱受けというのがついておまして、このような組立方も可能になっております。ブラケットの先端に柱をつけて、それに手すり、中さんを組み付けるということが可能になっております。

ただ、私自身、こういう組立方というのはほとんど目にしたことがないです。これは実際現場の方のほう詳しいと思いますけれども、そういう例ですね。

それから、1 スパンおきに二側としたもの、こちらのほう、後で帰って調べましたら、結構使っているようですね。私どもが過去、くさび緊結式足場の技術基準をつくったときに、本当に十数年前、20年近く前ですけれども、むしろこちらのほうが主流だったような気がします。現在はよくわかりませんが、一側足場はもともと組み立てにくいものですから、組み立てやすいという理由と、要するに手を離しても倒れない状態で上へ組んでいけるという話と、部材を減らすことによって運搬コストが減らせると、そういう2点から使われているという話を聞いたことがあります。

私のほうからは以上です。

○東技術審査官 事務局からは以上になります。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

それでは、今、一側足場について事務局より御説明がありましたけれども、この件に関しまして御質問、御意見がありましたら、挙手の上、御発言、よろしく願います。

○本多委員 日建連の本多でございます。

総合工事業とか専門工事業の共通の見解として、一側足場につきまして意見を申し上げたいと思います。

御案内のとおり、一側足場は敷地が狭隘な場合など本足場を組み立てることが困難な場合に用いられるのが一般的でありまして、本足場と同様の規制を行うことは困難ではないかと考えております。一側足場には安衛則の563条の作業床の適用はありませんけれども、安衛則の518条、いわゆる作業床の設置が困難なときは防網安全带、そして、519条の作業床の端部、開口部は囲い、手すり、覆い、困難なときは防網安全带、そして537条の物体の落下による危険防止、防網設備、立入禁止区設定等は適用されておりますので、現行の取扱いを継続し、規制の強化ではなくて、むしろ現行法令の遵守徹底を図ること、あるいは、可能な限り、本足場を採用すること等に優先的に取り組むべきであると考えております。

その理由として2点ほど申し上げさせていただきますと、前回の資料によりますと、本足場を採用しなかった理由の66%で敷地が狭かったことが挙げられています。敷地が狭隘で本足場を組み立てることができないために、やむを得ず一側足場としている場合に、床材の幅を40cm以上確保したり、あるいは躯体側に墜落防止設備を取り付けることができないと本足場と同等の措置を講じることが物理的に難しいことが多い状況であります。

また、理由の2つとして、敷地に余裕があり、本足場を組み立てることが十分可能な場合には、一側足場ではなく、本足場を組み立てるのが当然と考えます。単に一側足場に関する規制を強化するのではなく、その安易な使用を容認することになりかねないことから、本足場の組立が可能な場合には、必ず本足場としなければならない旨の行政指導等を強化していくことを最優先すべきと考えております。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。ほかに御意見で、事務局、一つ一つのお答えはよろしいですね。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

○宗像委員 住宅生産団体です。

住宅の足場と考えて聞いていただければと思いますが、住宅の工事現場では、手すり先行という工法がこれから普及ですが、その手前で足場先行というのがごくごく当たり前で今運用されてございます。その足場先行の中では、二側という足場が規定というか、示されてございます。今、この検討会で一側に対する制限その他もろもろというのは住宅の工事現場でも当然それに沿った形で考えていかなければいけないのだろうと思ってございますが、その対比として出てくるものが、本足場という表現でしか表現されてございません。自分たちが足場を考えるとときには、足場先行のガイドラインに出てくる二側足場というのを基準にいろんな物事を考え、住宅の現場での運用が行われてございます。

二側と本足場、何が違うのだと御意見というか、考え方としては同じではないかと思えるのが当然かもしれません。法律の解釈的にはそういうものになるのかもしれませんが、住宅の工事現場では、建地が前後にある足場、それを二側というくくりでガイドラインに沿った運用が一般的に行われているという状況を御理解いただけたらと思っております。

意見というよりは補足の説明的なものでございますけれども、御認識いただければと思っております。

○蟹澤座長 これについては、では、事務局からお答えを。

○東技術審査官 事務局からお話しします。

事務局として、今回の資料の中に、本足場を原則という形で書かせてはいただきましたけれども、ここの中には、今、宗像委員がおっしゃられた、いわゆる二側足場についても含まれると考えて資料は作成させていただいております。というのは、二側足場ということになりますと、基本的には、563条の規定自体は一側足場を除くという形になっておりますので、二側足場についても基本的に入ってくるものと考えておりますし、イメージしていただければと思っておりますけれども、一側と比べますと、二側、本足場とは言っておりますけれども、二側足場であれば安定的なものかと思っておりますので、そこは含めて考えてもいいのではないかと考えて、事務局では今回資料は作成させていただいております。

○蟹澤座長 どうぞ。

○宗像委員 おっしゃるとおりだと思いますが、議論の根っこのところでビル建築用の足場と住宅工事用の足場というのは別個のものとして議論されるべきではないかと住団連的には考えているとお話し申し上げたいと思っております。

○蟹澤座長 そこは、多分、この一側のところの議論ということではなくて、この先々いったところの議論でという感じのことですかね。

○宗像委員 当然、一側の議論について申し述べているということではなく、足場というものを考えるときに、住宅用の足場というのが二側として位置づけられていいのではないかなと。ガイドラインが今でも生きているものだと思いますので、その運用がいきなり否定されることのないように議論が進むといいなと思っております。

○東技術審査官 わかりました。住宅だから最初から除くとかいうことではないかと思っておりますけれども、それぞれ考えていく中では、住宅は住宅の中でこれまでの中で二側足場として発展してきた経緯があるというところは踏まえながら議論していく必要はあるのかなと思っております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。住宅という分け方なのか、規模、高さとかになるのか、その辺は今後の議論次第かなということがあると思っておりますけれども、基本的には、最低限法律を守るべき、法律の精神は共通ということだと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにかがででしょうか。

では、小岸委員、お願いします。

○小岸委員 株式会社OGISHIの小岸です。よろしくお願いします。

一側足場についてですけれども、狭隘な部分でなくても一側足場を使っている現場が東京都内中心に多々あると思うのですよ。それは一側足場が適用除外だというのを悪用して、一側足場で組む必要がない場所なのに組んでいる場所が多いので、それはある一定の定義をつくっていただいて、敷地が何cm未満のときはというような形にさせていただかないと、届け出するのが億劫だからとか、あとは、本足場で組んだらがっちり組まないといけなから、わざわざ、組める場所なのに一側足場で組むとか、そういったところもあるので、ある一定の定義づけが必要ではないかなとは思っています。

あとは、結構東京都内なんかは道路、歩道に面していて、歩道自体は2m、3mあるのに道路許可がとれないからということで、わざわざ一側足場で建物にぴったり寄せて、それも、本当だったら許可をとれば本足場で組めるようなところも一側足場で組んでいるというパターンもあるので、ある一定の定義が必要ではないか。それで逃げてしまう。

この図なんかでちょっと簡単に説明させていただきますと、下側にある3つの絵は、本足場にしようと思えば本足場にできる足場だと思いますので、一番左の絵なんかは、メッシュ式の布板がついていますけれども、これも恐らく400の作業床なので、先端に建地さえ立てれば、一応本足場にできる、内側にも手すりを設置できるというようなブラケット足場なので、これも内側に柱を立てないで、本足場という定義にならなければ内側に手すりもつける必要がないということで、内側に柱をつけない。

右下の一番右側の1スパンおきにしたものなんていうのは、まさに住宅等で足場を組み立てているときに揺れないために仮の柱みたいなイメージで立てているので、僕、何年間もこの仕事をやってきたのでわかるのですけれども、これも全部内側に柱を立てれば手すりもつけられるという状況になっているので、定義がないから適用除外に逃れるということではなく、きちんとした定義をつくっていただければなと思います。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

それでは、南雲委員、お願いします。

○南雲委員 エスアールジータカミヤの南雲でございます。

今の（補足資料）のところでちょっと私からも補足したいのですけれども、2ページの上にあります一側足場というものが私どもが30年前ぐらいにつくっていた足場になります。当時の足場から考えると非常に軽微なものだと考えてはいるのですけれども、時代背景の中で、丸太足場からこの布板一側足場というのが時代の流れとともに出てきたのかなというところだと思います。

私どもの調べたところだと、もう二十数年前に仮設工業会さんの認定もとれていないということで、製造ももちろんしておりません。ある一時代を築いたものがある程度淘汰されたのかなあという気がいたします。

それからあと、一般的によく見られる、右下の1スパンおきに二側としたものというのが一般的に住宅を建てる場合の足場先行工法で建てられている本当に代表的なものではないかなという気がします。第1回の会合のときにもありましたけれども、どういうものが一側足場なのかという定義ですね。この定義の中にこの6つの内容が全て網羅されているのではないかとということで、きょう参加されている委員の方々が、1スパンおきに二側としたものも一側足場だという認識を持っていただければいいのではないかなと私は思います。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ではどうぞ。

○杉森委員 仮設組合の杉森です。

一側足場のいろんな狭隘とか、条件を出されているのですけれども、その前に、前もちょっとお話ししたのですけれども、そもそも足場は本足場であると。その本足場ってどういうものかという定義をつけておけば、おのずとそれから外れたものが、一側足場、それを設置できないところですよ。ですから、例えば縦枠で60cm以上のものであるとか、労働安全衛生規則で決められた40cmの作業床、これを設けられるものについては原則本足場とする。それによらないところといったときに一側足場。ただ、その一側足場も、狭隘といっても、その狭隘という言葉の表現だけでは曖昧なところもあると思うので、それについては今後きちっと検討して行って、まずは、600だったり、あるいは布が40cm以上のものについては、まず本足場であると。逆にいうと、そこはもう本足場でなければだめというのをまず決めてやるべきではないのかなと思います。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○込田委員 全建連の込田です。

住宅の場合というのは、今そちらで意見もありましたけれども、足場が先行の工事のほうが多いわけですね。ですから、きちんと足場が自立できていて、その足場を組み立てている人たちの安全も考えた上での、安全というか、そういうことをされたほうがいいのではないかな。

2ページ目にある右下の1スパンおきというのはごく標準にやられていますけれども、別に1スパンにする必要はないような気もするのです。建地がきちんとスパンごとであれば安全性というのはすごく向上するような気もしますので、どうしてもこれにするという、我々工務店側にすると、別にこのようにつくってくれという発注は多分していないはずですね。つくるほうできちんと、我々とすると、ほとんどが外注の足場屋さんに頼んでいますので、その辺をちょっと徹底してもらっても、1スパンでなくて、全スパン二側にするという方法で検討してもいいのではないかなという気がしております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

○東技術審査官 今いろいろな御意見をいただきましたので、ただ、皆さんにわかっておいていただきたいのは、我々としても、本足場といいますか、二側足場といいますか、要は建地がしっかりついたものが原則でというか、それが本来あるべきものだよというのは従来から指導してきているところかと思えます。そこを今回しっかり規定していくかどうか、あと定義の問題をどうしていくかというところの話になろうかと思えますので、引き続き検討させていただければと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。二側という言葉と本足場という言葉がありましたけれども、これも表現の問題ということもあると思えますし、足場設置の目的は同じことです。それから、住宅の世界でいう足場先行というのは、多分、その言い方ができた背景は、ほんの数年前までですが、要するに足場なしで建方をやるというのが余りに多かったので、それを強調するために足場が先だよという話で、足場先行の呼び方になった。別に野丁場の世界と全然違うということではなくて、そういう特別な状況があったからというような事情もあると思えます。

きょう、全体の意見としましては、本足場が原則だろうということは恐らく皆さんの共通した認識だと思えますので、その辺を原則に、事務局のほうで最終的にどのような書き方にするかというのを調整していただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

それでは、論点2の「手すり先行工法などの『より安全な措置』」、これは特にハード面についてですけれども、まずは事務局から説明をお願いいたします。

○東技術審査官 続いて、3ページ目になります。「手すり先行工法などの『より安全な措置』等（ハード面）」ということでございます。

まず、「現状」についてでございます。手すり先行工法に関してというところでございますけれども、同工法が有効だと言われております本足場の組立・解体中の災害というものが平成27、28年の2年間で、死亡災害ですけれども、10件起きていると。そのうち最上層からのものが9件発生しているところでございます。また、その10件のうち足場の外側からの墜落というのが7件となっています。

また、1回目の資料でこちらもお出しておりますが、足場の墜落防止措置に係る実態調査の中では、手すり先行工法の普及に関しては、全体で44.7%、国発注工事では81.1%、民間発注工事では34.5%となっております。全体では5割に満たないものの、近年上昇傾向を示しているというところでございます。

続いて、手すりですとか幅木に関連しては、本足場の通常作業中の災害というのが2年間で9件ということになっておりました。一方で、これらに関し、本足場の手すりや中さんがいないなど現行法令の足場用墜落防止設備、563条に規定しているものですが、こちらに問題あったものが8件あったところでございます。

また、今回この資料1のほうには書いておりませんが、1回目の会合でも報告させてもらったものですが、法令上規定されている、例えば作業床と建地のすき間について、

上限の12cm以上あったものについては6件ございました。また、全9件で、災害時には安全帯を使用していなかった、フックをかけていなかったという状況がございます。

第1回目の会合での主な意見としては、1ポツ目ですが、「より安全な措置」等で掲げている事項については、普及の促進というよりも義務化について検討すべきだという御意見。2ポツ目ですけれども、手すり先行工法の取組については、普及率も伸びてきており、法制化について議論していくタイミング。まず、今まで取り組んできた「より安全な措置」等を法制度化し、徹底していくことが必要だという意見。その一方、4ポツ目ですが、手すり先行工法を普及することについては誰も異論がないと考えられる一方、法規制によりすぐに対応することはできないという御意見や、災害の発生状況を見ると、安全帯未使用等の現行法令の遵守徹底が課題ではないか。現行法令の遵守徹底について議論する必要があるし、その上で、より安全な対策について、現状を踏まえて議論すべきではないかという意見もあったところでございます。

また、第1回会合後には、平成20年の検討のときの議論に関するものですが、国際的な足場の構造基準を踏まえ、全ての本足場について幅木の設置を義務化すべきではないかといった御意見もいただいたところでございます。

このように義務化の是非というところに着目されるというものではございますけれども、それぞれの御意見があるところ、「より安全な措置」等の項目ごとでも、参集者の皆様のお持ちのお考えが大きく異なることから、議論の方向性としては、「より安全な措置」等については、項目によって普及状況や災害防止の効果等が異なる。これらを踏まえて以下の項目ごとに義務化について検討することとしてはどうかということで、「より安全な措置」等に書かれているそれぞれの項目について書かせていただいております。

また、4ページ目になりますが、（補足資料）として、上さん、幅木等に関する「より安全な措置」等の内容について記載しているところでございます。

上段、枠組足場については、法令上、交さ筋交いに下さん、または幅木、またはこれと同等以上の措置が義務となっております。「より安全な措置」においては、これに上さんを設けること、または手すり専用型足場を設置することとなっております。枠組足場以外の足場では、手すり及び中さん等が法令上義務となっておりますが、「より安全な措置」においてはこれに幅木を設けるとなっておりますところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ただいま、「より安全な措置」についての御説明がありましたけれども、御質問、本件に関する御意見を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

全建連さん、どうぞ。

○込田委員 全建連の込田です。

先ほども話をしましたけれども、足場の組み立てることに關しては、我々のほうはほとんど外注しているの、そちらの業者さんのほうできちんと周知徹底していただければい

い足場ができていくのではないかなと思っていますし、ただ、前回もお話ししたと思いますが、使う側の大工さんのほうの、足場の幅が狭かったときに安全帯を使いなさいよとかいう部分については、多分、まだ全国の工務店に対して周知がなされていないような部分が私はあると思っていますので、その辺はちょっと議論していただきたいかなという気がしています。

○蟹澤座長 ありがとうございます。今の安全帯の問題は私もよく存じ上げておりましたが、いわゆる木建、町場の現場ではほとんど使われていないのが現状ではないかと思われるかもしれませんが、それは何か事務局、コメントあるでしょうか。

○東技術審査官 この2つ後の議題のソフト対策のところでもまた議論させていただきたいと思います。そのあたりは非常に重要かとは思っております。

○蟹澤座長 「より安全な措置」と現状の周知徹底ということになりますので、また後ほど議題として用意されているということです。いかがでしょうか。

では、日建連、どうぞ。

○本多委員 日建連の本多でございます。

先ほどの資料の主な意見のところに書かれているのと、特に4番目、5番目と重なるのですけれども、私どもの見解を申し述べさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、手すり先行工法というのは非常に効果が認められて、建設業界としても導入の促進を努力しているところでございますけれども、結論から申し上げますれば、刑罰を背景として実施を強制するのは時期尚早であって、当面は、従来どおり、行政指導により普及するのが妥当ではないかと考えています。

その理由としては、「現状」のところにも書かれておりますけれども、墜落・転落10件の全てにおいて安全帯未使用が認められておまして、この現行法令の遵守徹底を図る方向が先決ではないかと思えます。

また、理由の2つ目として、御承知のとおり、手すり先行工法による足場の組立は、足場の外側のみに採用されることが非常に多くて、躯体側とか妻側とかの墜落についてはなかなか対応できないのが現状でございます。

また、空間とか障害物の存在など組立場所、それから足場の組立方法や足場自体の大きさ、形状によっては手すり先行工法を採用することが物理的に難しい場合があります。さらに専用足場は自由度が少ないために、現場の状態に合わせてより安全な構造とすることができない場合が生じています。このような事情を考慮せずに、手すり先行工法の実施を法令で一律に強制する場合には、建設現場に混乱を招くことがあるのではないのでしょうか。

また、手すり先行工法を採用している建設現場は、先ほどの御説明のとおり、44.7%であり、木造建築については29.2と説明が前回ございました。手すり先行工法を採用するためには、足場材の新規購入とカリースへの切りかえ等が必要になる場合があるか、使用する足場材が増加し、作業員に対する指導・教育等が必要になるために、特に小規模・零細業者にとっては過大な負担ともなりかねませんので、そういう配慮も必要だと考えている

次第でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。ただいまのは御意見として承るということでよろしいですね。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、全建。

○最川委員 全国建設業協会の最川です。

前回の第1回の資料の中にもちょっとあったのですが、21ページの足場からの墜落・転落による死亡災害事例の中の例えば14番、15番、特に15番に関しては、手すり先行工法が設置されていたのですが、拡幅部等で外側に筋交い設置工法ではなく、こういう場合もありますし、先ほど日建連の本多委員が言われたとおり、まだ対応できていない部分がやはり多いというのは感じております。

私も現場を離れて5年くらいになっているのですが、この5年ぐらいで本当に手すり先行工法は広まってきて、メーカーによってメリット、デメリットが多少あるというのは認識してまして、今ちょうど過渡期というか、よりよい安全な足場ができつつあると感じてまして、これが法制化するのはちょっと早いのではないかなと。まだ手すり先行足場だけでは対応できない部分が多いですし、特に最上部の手すり先行工法の場合でも、先ほど言ったように、内側には手すりがない場合が多いので、安全帯のかけかえが発生する。今まで親綱で横移動していたものが、例えば手すり片側にあることによって安全帯が使われてないで落ちている事例も結構ありますので、やはり安全帯をしっかりと使っただくというのをまず徹底して、より安全な足場という面では、多分、ここ1～2年でも普及していくと思いますので、先ほどメーカー側の方も言われたとおり、基準でもしつくりかないとか、そういうことをしていただければ本当に出回らなくなりますので、逆にそういうものでどんどん使い方になれて、自然と普及していくと私は思っていて、法令化というのはやはり罰則になりますので、急にこれを本当に全国浸透させるというのはちょっと厳しいのではないかなと感じています。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。ただいまのも御意見として承りたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

では、小岸委員。

○小岸委員 普及という意見が今あったのですが、普及は大分してきているのかなとも思っています。沖縄にもよく行くのですが、沖縄は特に手すり先行の足場が普及していたり、地方でもいろいろ普及しているところは普及しているのかなあと自分では思っております。小規模な事業場は厳しいというお話もございましたが、私の回りにも小規模な事業場がいっぱいあるのですが、足場組立・解体時が一番危険だと思うのですよ。それは、より安全な措置をやることによって防げる事故も多い。安全帯を使用していないから落ちたということはもちろんあるのですが、人間ですから、幾ら徹底していても、今後安

全帯をつけないということは絶対にあると思います。逆にいえば。100%、全作業員がやっていくというのも厳しいと思うので。ハードでできるだけ防げるようにできるのだったらハードで、そういったものがあるのだったら普及していつてもらいたいなあと私個人的には思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。今のは御意見として承りたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、関根委員。

○関根委員 弊社では、中高層のビル、マンション建築にゼネコンさんの下で携わらせていただいているのですが、今、現場数からすると大体半分弱ぐらい、手すり先行工法というのは確かに普及しているのですが、先ほど来から出ているように、特に内部足場ですとか、あとパイプシャフトの足場とかいうのは在来の工法を採用していることが多いのと、あと、実務を預かる者として結構困っているのが、要は弊社の協力会社によって、手すり先行ばかりの会社と、あと在来の足場の工法で2つに分かれてしまっているというのが現状で、義務化にされるとまたそれに追いつかなければならないと思うので、なかなかそれもちよっと時間がかかるかなあというのが、実際実務を預かる者としてはそういう実感がやはりあります。

なれてしまえばというのもあるのですが、初めて手すり先行をやる会社で、実際に弊社でも墜落災害が発生したというのがありますので、現場を預かっている者として時間が欲しいなあというのが実感です。

以上です。

○東技術審査官 今お話があったところで、在来と手すり先行対応の二極化というところ、実態は多分そういうことだろうなと思っています。ただ、そこでずっととまっていいいのかどうなのかというと、恐らく安全なほうに進めていく必要というのはあるのだろうなとは思っております。

ただその一方で、今いろいろと御意見いただいたとおりでございまして、義務というところがどこまで対応できるかどうかというところの話、いきなりそれをしていいのかどうかというところもあろうかと思っております。

○蟹澤座長 では、次どうぞ。

○杉森委員 手すり先行工法、いろんなできるところ、できないところという話をされていますけれども、大体の足場を組めるところの足場には手すり先行工法という枠組でも何でも使えるのですね。というのが、逆にいうと、それでなければ、一般の足場材がほぼほぼ手すり先行になって、国の工事でも使えないです。だから、何も特殊な足場を使っているわけではないので、本来のちゃんとした、先ほどの最初の議論にまた、本足場を組めるところであれば、きちんと手すり先行工法というのはつけられるのですね。

だから、まずそれを1つ前提として考えていただきたいのと、普及がどうのという話、これは私はいつもいろんなところで、委員会でも聞いてあれですけれども、15年前、国土

交通省が手すり先行工法を義務化にしますと決められて、そのときの理由が、普及していないから、厚生労働省ではすぐにこれは義務化ができません。では国が率先して、地方自治体も含めて手すり先行工法を普及させましょうと。そうすることによって全国津々浦々に手すり先行工法が普及されるので、そうしたらやりましょうと言ってからもう15年たっているのですね。

その結果、国だとか公共のところでは80%以上の部分できちっと手すり先行工法が使えるところ、ほとんど足場組めるところは使えるのでやっていただいているという状況で、普及、普及という話をこれ以上、何年続けていくのかなあと。最後は帰結されるのが、安全帯を使っていなかった。安全帯がなくても本来は落ちないような足場にしていって、まず安全をきちっと確保していくということがこの委員会の本来考えるべきことだと思うのですよ。まずは。

きょうは雨降って涼しいですけども、このくそ暑い中でも、実際に毎日毎日、三十何度の中で現場でいろんな方が働いておられる中で、先ほど小岸さんからもお話ありましたけれども、くらくらとしてつまづくことだってあるのです。その結果、落ちることだってあるのですよ。そのときに、いろんな状況で、それこそ安全帯を使っていなかったからと、全部それに帰結してやるのではなくて、ふらっとしても人が落ちないような設備、より安全な装置、手すり先行であったり、幅木であったり、そういったものもきちっとしていこうと、義務化に向けて方向性をきちっと示していくということをしないと、これは多分、10年たっても20年たっても同じ議論が続いていって、将来的には、この建設業、全く魅力のない、危ない、誰も若手が入ってこないような業界になっていくのではないのかなと思うのですよ。

そうならないために、今、国土交通省でも、費用の件も含めて、今15年ぶりに両輪で動かれているときに、何ができないのか。手すり先行工法だとか、規制がというのは、私は、正直、よくわからないです。十何年この議論を聞いてきて、いつまでたっても何も変わらないままでいくのかということだけです。

そういうのを非常に感じて、ちょっときつい言い方かもしれませんが、今変わるチャンスですから、今変えないといつ変わるのかという話ですね。国土交通省もいろいろ検討していただいている。予算の件だとか、今変えないでいつ変えるのかということだけはきちっと考えていって、先々を見て、将来この建設業に入ってくる人たちに、安全だな、働きやすい職場だなと思ってもらえることをきちっとすべきではないのかなと思います。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。趣旨は皆さんと変わらないと思いますが、ただ、義務といってもいろんな意味があって、私、座長で、すみません、不案内ですが、国交省の義務と言っているのは、ガイドライン、省令、告示。ちょっと御説明いただけますか。

○国交省川尻補佐 技術調査課の川尻でございます。

今、杉森委員がおっしゃっていた義務、国交省でとおっしゃった部分は、土木工事の共

通仕様書の中で、手すり先行のガイドラインを遵守すべきものという位置づけになっておりまして、共通仕様書の本文にも「手すり先行ガイドラインによる」と記載しておりまして、直轄の土木工事では手すり先行を使うことが原則になっております。そういう意味で、義務ということだと理解しております。

○蟹澤座長 わかりました。義務という言葉がガイドラインで示されているよという話と、法律本文に書くことは、告示なのか、省令なのかで全然レベルが違う話になりますので、その辺についてはどういう解釈でしょうか。

○杉森委員 川尻さんとかおられるのに私が言うのもあれですが、結局、国交省さんいわく、これは仕様書、要は契約条件。これは土木だけでなく、営繕もそうですし、住宅の公共住宅、URさんとかそういうのも全部仕様書に入れて、あくまでも発注条件、契約条件であるということでの定義づけの中の義務化ですよ。足場を組むときには手すり先行工法でやりなさいということで、積算も含めて全部されているということでの認識をしていますので、義務というのはあくまでも契約条件としての義務として、これは必ず、国交省さんにお聞きしても、建築、土木問わず、全部それは言われていますのでね。

もっと言えば、URさんも同じように言われていますし、ネクスコさんとか、そういったところの大体のところも全部同条件で話をされていますので、あくまでもそれは発注条件。だから、やらなかったときには契約違反、それなりのペナルティをかけますというのは聞きます。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。とても大事なことですけれども、発注側の発注条件ということですので、発注側が費用も含めてきちんと見ているよという意味でこれは非常に見習うべきことかと思えますけれども、今、安衛法上の話にするときに、そこまで予算的な問題までもダブルで義務化できるかという話がありますので、発注者側が定めている仕様書なりガイドラインという話と、ここでどこまで持っていこうかとしている話と、言葉の定義の問題とか、どこにそれを書くのかということも含めて、それはまた引き続き検討が必要な事項かなと思います。

どうぞ。

○武石委員 今ちょっと思い出したことがあるのですけれども、平成21年に規則改正されまして、手すり枠が義務化の選択肢の中の一つに入った。その当時、私ども、会員メーカーで枠をつくったり、先行手すりをつくったり、そういった生産数量を把握しておりまして、圧倒的に、枠の数が非常に多いものですから、全部の枠に先行手すりをはめることができる状態に達するまでどのぐらいかかるかというのを試算したことがあるのです。当時、私どもの会員がフル生産して1年間に製造する量と、それから現存する建て枠の量を比較したら、たしか17年かかるというような数字が出てきたのです。それから9年10年たっていますので、恐らく枠は多少減っていますし、先行手すりはふえているという中で、現状どうかかわからないのですけれども、義務化の話になった場合には、この辺の、果たして

全部数が足りるのか、そういうのは調べたほうがいいような気がします。

○蟹澤座長 ありがとうございます。ほぼ時間ですけれども、本日お聞きしていて、手すり先行が非常に効果的でいいものであるという見解には皆さん一致していると思うのですね。それをどう普及させるかというところについて、義務といっても、これは行政にやっていたときに、基準局の安全の立場、発注者の立場といろいろある中で、どういう方向でより効果的な方向に持っていくかという方法論については引き続き検討が必要なところだと思いますので、きょうの段階としては、皆さんがいいものだとしては認識している、普及も進んできているのだけれども、国交省などの直轄工事に比べて、民間とか建築はやや普及が遅い、住宅はさらに非常に遅い段階にあるという実態があると。製造側も、その事情があるというお話が今ありましたけれども、その辺のことも踏まえて、引き続きどのような普及方策があるかということを検討していくということでもよろしいでしょうか。

では、日建連、お願いします。

○本多委員 今、蟹澤先生おっしゃられたとおりで全く同感でございます。建設業者側で1点だけ申し上げさせていただきますと、非常にいいもので、普及すべきと考えているのは先ほど申し上げたとおりですけれども、手すり先行工法が使えないケースというのがかなり考えられると、いろんなケースで考えられるということも1つだけ申し上げておきたいと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○杉森委員 ちょっと長くなったのですが、使えないケースがかなりあるというのは例えばどういうところが使えないのかというのが逆に知りたいですね。例えば国が発注されている工場の足場のところで、80%以上、少なくとも使えているわけですね。残りの20%が使えていないのか、使わなかっただけなのかというのはちょっとわからないですけれどもね。だから、使えないところがかなり多い、それが何割ぐらい占めているのか、実際に本足場をちゃんと組めるところの何割ぐらい占めているという、統計的に何かあるのかなというのはちょっと不思議に思うのが、先ほど言いましたように、足場が組めるところの本足場が組める、ちゃんと枠組だとかやれるところについては基本的に全部手すり先行ってつくのですよね。だから、どういうケースを想定されているのかというのはちょっと1点疑問なのと、生産については、1年後とかそのような方向性が出れば、そこに向かってはきちっと、当時と違って、みんな生産体制というのはできていますから、そこは可能だと思うのですね。

要は、問題は、そこに向かっていないのか向かっていないのかということもきちっとしなければだめなことと、安全対策というのは何なのかということもきちっと踏まえてやらないと、今のままの普及、普及のままですと、恐らく一生普及しないでしょうね。三十何%が伸びることはないかもしれないです。いつまでたっても、安全対策というものは作業員任

せになるということですね。そのようなことがちょっと危惧されますので、そのところだけはきちっともう一回お話ししておきたかったので発言させていただきました。

以上です。

○蟹澤座長 では、事務局からどうぞ。

○東技術審査官 今、本多委員のほうから使えないケースというのが多々あるというお話がありましたので、そのところは、またちょっと具体的にお聞きしたいとは思いますが、ちょっと1点、これは使えないケースというところにダイレクトに当てはまるかどうか、たまたまその場所だけということになるかもしれませんけれども、参考までに、1回目の資料の21ページに災害事例というのがありますけれども、実はそこで組立・解体中の災害というのをまとめている中で、私もちょっとおやっと思ったところがあって、21ページの下から2つですね。14番、それから15番のところ。

14番については、手すり先行工法、これは先送り方式になるというものではあるのですが、やっていたものではあるのですが、結局、折り返しというか、コーナーの部分だったというところがあって、その部分は外してやっていたと。結局、現場全体としては手すり先行に取り組んでいたけれども、その部分は外して荷の搬入とかをやっていたというところがあって、そこから落ちてしまったという事例があったというのが1点。

それから、15番として、先ほどの話にありましたけれども、拡幅部というところで、そこは手すり先行が対応できないということで、本当に対応できないのかどうなのかというのはわからないですけれども、対応できないということで、通常の枠組で対応していて、交差筋交いが外れていた状態で作業していて落ちてしまった事例があったというのはありますので、一応補足だけさせていただきますと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

今、事務局のほうからありましたけれども、現場の実態としてどういう場合に使いづらい、使えないのかということと、公共工事もかなり普及していますけれども、まだそうでない部分というのが、これは予算や発注条件の問題なのか、またそういう物理的な問題なのかというのを、全ては難しいかもしれませんが、何かわかる範囲で次回までに資料を御提示できるようにしていただければと思います。

それでは、いろいろ議題がありますので、続きまして、論点3の「足場の安全点検」について、まずは事務局から説明をお願いいたします。

○東技術審査官 続いて、「足場の安全点検」についてでございます。資料でいうと5ページ目になります。

まず、「現状」についてということでございます。安衛則第567条についてですけれども、その第1項では、足場を使用する際の日々の安全点検でございます。足場用墜落防止設備の脱落等の有無に関する点検について規定されています。また、同じ第2項については、足場の組立変更や悪天候後における点検となっておりますが、点検実施率を見ると、1回

目の会合で御説明しましたが、第567条第1項に関しては88.9%、第2項に関しては86.7%となっております。

また、567条第2項の点検実施者について見ると、これは「より安全な措置」等に規定されている実施者に関しての規定があるものでございますけれども、教育を受けた作業主任者等のより安全な措置等に規定されているものが50.7%、現場の職長等が45%等となっております。

第1回目会合での主な意見としては、第1項関係としては、足場が組み立てられた際にはきちんとできているが、作業を進める中で足場を使用するさまざまな者が、手すり等を一部外し、その復旧がなされていないことに問題があるという御意見。

それから、災害事例においても、手すりや中さんがないものが多く、作業開始前の点検を徹底すれば相当の墜落が防げるのではないかと。既存の法規制があるので、これをどのように徹底していくかということを経験するのが重要ではないかといった御意見がありました。

また、567条第2項の関係のものとしては、足場の組立後等においては、専門家による安全点検が重要である。小規模な事業場においても、十分な知識と経験のある人が点検すべきという御意見。それから、作業開始前の点検を適切にやるベースは、組立後の足場がきちんとしているという前提があつてのものである。足場の組立後の点検については、「より安全な措置」等にある十分な知識・経験を有する者が実施するというのを法令上明確にすることが必要だという御意見がありました。

こちらについてはもう少し理解を深めつつ議論をしていくべきではないかと考えておりました、「議論の方向性」として記載しておりますけれども、安衛則567条第2項の足場の組立・解体後の点検については、専門性を有する者に行わせる必要があるかということ。また、安衛則655条第2号というところに、注文者による点検というのと同様にあります。こちらについて、点検項目は567条第2項と同じものとなっておりますが、点検者についても専門性を有する者に行わせる必要があるかといった観点で御議論いただきたいと考えております。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。今、議論の方向性も資料でまとめていただきましたけれども、本件に関しまして御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

どうぞ、全建連。

○込田委員 全建連の込田です。

今の項目の部分、多分、私が前回言ったようなことかなあと思っています。つくったときの点検と、その後、日々使用していくときの点検というのは2つあれが違うかなという気がしています。つくったときの点検というのは専門性、これも我々の注文者側がするのか、つくった側がするのか。つくった側が依頼をして、きちんとつくっていますよということの点検でもいいような気がするのですが、途中で外されたのまではそのつくった人に

持っていくのはいけないわけですので、どのような点検をしていくんだよということをもうちよつと我々工務店の中に周知をしていくかという、あんたの責任、ちゃんと点検せよということを周知していくかということが大事なような気がしているのですが。

○蟹澤座長 ありがとうございます。多分、ただいまの工務店、木建の問題は、先ほどから引き続きのソフトの問題というのもあると思います。かなりの場合が、設置者は小岸委員のような専門の方が設置しているという状況もわかっておりますので、ちょっとその辺の周知徹底とかについては次の議題で扱いたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

本山委員、資料が出ていますが。

○本山委員 ただいまの込田委員の話と非常に関連が深いのですけれども、資料2に、建災防が今月から始めているキャンペーンの一つで墜落・転落災害撲滅キャンペーンというのを書いています。いろんな墜落災害防止のための内容を書いておりますが、一枚目の紙にあるとおりですけれども、この中で特に今回強調したいのが、先ほど込田委員が言ったように、足場の点検には大きく2種類ありまして、まず567条第2項の点検、これは組み立てた後、しっかりと点検するものです。しっかりと点検しないと足場は壊れてしまいますので、これは専門性を持った人がしっかりと点検する。これは非常に大事なことですけれども、ただ、この567条第2項の組み立てた後の点検だけでは墜落災害は防げないということです。足場は生き物ですから、日々刻々変化します。誰かが作業のために手すりを外すと、その後に来た人は落ちこちてしまいます。そのために、567条第1項に基づき作業する人が必ずその前に点検するというのをもう一度呼びかけたい。これはだから、事業者だけでなく、現場で働く労働者全員に対して、足場には必ず手すりが必要なのだということを徹底させたい。

それは、ここの絵に書いてあるとおり、車に乗るときはシートベルト、足場に乗るときは手すりだと、こういう雰囲気をはりつくっていく必要があるのではないかと思うのですね。少なくとも、これは現場で働く人だけでなく、例えば職人さんが朝出るとき、奥さんが、「お父さん、手すりのない足場に乗っちゃだめよ」とか言うくらいになるまで、足場の手すりの必要性というのを訴えたいというのが願いなのです。この手すりがなければ足場に乗らないという雰囲気ができれば、先ほど議論になった手すり先行もおのずと定着してくると思うのです。先ほど杉森委員が44%ということで嘆いておりましたけれども、私がかかわった関係から見ると、44%もふえたかということで逆に感無量だったのですけれども、今このように、手すり先行は誰も否定しない。これを普及したいと建設業界も言っているわけですね。その普及させたいという雰囲気を広めるためにも、この手すりが必要であるということを何とかみんなで定着させたいと思って、このキャンペーンとなっております。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

杉森委員、資料3の説明は。

では、小岸委員、先にどうぞ。

○小岸委員 資料3、仮設組合から出ているシンガポールの労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則というものですけれども、これは私が3年ぐらい前にシンガポールに行ったときに実際に工事現場の中に入って、そのときに足場の検査員みたいな方がいらっしゃって、ちょうど検査してサインをしているところだったので、シンガポールにこういうのあるんですねとその場で聞いたら、いや、これ、1週間に1回やらないと罰金なのですよと、結構お金を取られるのですよという話を聞いていたので、ちょっと資料をお願いして取り寄せて和訳させていただきました。

おもて紙の第26条のところにもあるのですが、足場の設置・組立終了時、前回の検査から7日以内、だから1週間に1回は必ず検査しなさい。それ以外にも、強風だったりいろいろな天災等があったときには必ず検査しなさい。そういうのがなかったら20万円ぐらいの罰金がありますよということがあったので、シンガポール、数年前にいろいろ労働災害が多発したときに、ヨーロッパ諸国の先行事例を見て、一応このようにやったということもこの資料に書いてありますので、あぁいった国でこういうことが先にやられているのであれば、我々も、点検の重要性、また、足場の点検をそこら辺にいる人に足場点検してくださいとお願いしても、足場の種類だけでいっても、我々のチェックリストだけでも90種類ぐらいあるものを、普通の方に足場だから点検してくれと言っても、足場だってそれだけの種類があるのにどういった要点を押さえていかもわからないのに、そういったものが集約されたチェックリストに基づいて、専門性、ちゃんと知識がある者が点検するというのがまず事故を防ぐ上で一番重要なのではないかなと思いました。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。ほかにありますか。

シンガポールについて、私の知っている範囲で申しますと、そもそもゼネコンがいても、安全責任者は別の組織の有資格者ということになっていて、その安全担当者の全ての責任において工事を遂行するというようなそもそものたてつけがあって、それもあつた上で、こういうことも第三者ということになっているのだと思います。

あと、そもそも労働者が100%外国人ですので、それをどうやって管理するかという非常にクリティカルな問題がシンガポールにはもともと存在しているという背景もあるのだと思います。ですから、安全に対する制度全般が、要するに第三者による安全ということがこの足場以前にもあるのがシンガポールというように私は理解しているのですが、補足とさせていただきます。

ではどうぞ、南雲委員。

○南雲委員 5ページにあります「議論の方向性」というところですがけれども、やはり点検される方の専門性というのは非常に必要なのではないかと私自身思っています。メーカーの立場から言うと、メーカーとしては、器材をその業界に提供しているわけで、そのメ

メーカーが意図した使い方で使われていなければ、もしかすると安全な使い方ができていないのかもしれない。その安全な使い方をされていないことが起因して何か労働災害が起きてしまうというのは非常に大変なものと認識しています。そういう意味でも、例えばある程度の勉強をして、こういう足場の場合にはこのように使わなければいけない。メーカーが示した仕様・基準書、仕様・手順書みたいなものに従って使うということは安全にもちろんつながるのではないかなと思います。単純に足場の点検ということだけでなく、リスクアセスメントですとか、そういう全体のことを含めた大きな意味での安全という意味では、やはり専門性を持った方が点検するというのは大いに賛成でございます。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○宗像委員 住団連でございます。

住宅の工事現場での足場、これは住宅の元請会社が足場の注文者になることがありますので、元請の職員に対しての足場の教育というのを頻繁に行いましたので、これは専門性というか、足場を点検するための知識を持たなければいけないという観点でそういう教育をいたしました。

なぜ自前でそういう資格者を養成したかというのは、住宅工事というのは3カ月程度の短い期間で行います。例えば足場を組み立てた後の点検は日にちを決めてあるからそのまま行けばいいのですけれども、盛りかえですとか大幅な変更みたいなきが合ったときに、タイムリーに点検できないと工期が1日2日延びてしまいますので、タイムリーに点検をしなければいけないという事情から、自分のところで、専門性と言うのは大げさかもしれませんが、必要な知識を持った人間の養成をして、今、臨んでございます。

それがどなたかにお願いしなければいけないということになりますと、ものを頼んだ、来ていただく、点検していただいた結果に対してジャッジをいただく、こんなことで工期がおくれること、これはとても短い住宅工事現場の工期の中では大きな問題になるかと思っております。そういうことを防ぐために自前での資格者の養成という体制をとっております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。今、住宅の現状だったと思いますが、では、日建連、お願いいたします。

○本多委員 日建連の本多でございます。

私も宗像委員と同意見でございまして、現行の取扱いを必ずしも変更する必要はないのではないかなあと思っております。ビル建設も、先ほどの宗像委員の御説明と同じでありまして、足場組立後等の点検については、強風とか大雨、大雪等の悪天候もしくは地震とか、または足場の組立、一部解体もしくは変更の後に行われるものでありまして、その実施時期は定まらず不定期でもありまして、しかも相当頻繁に行われる機会がたくさんございます。また、足場組立後の点検は、足場の組立等を行った事業者だけではなくて、足場

を使用して作業を行う全ての事業者にも義務づけられておまして、同一の足場について複数の事業者が同じ内容の点検を同時期に行うことにもなります。そういう意味で、頻繁に行われるということで、自前でやることについて大きな問題がないという事例もございますので、現行の扱いをとりたてて変更する必要はないのではないかなと思います。

それから、シンガポールの例が述べられておまして、先ほども蟹澤先生からお話がありました。我々もシンガポールで施工をたくさんやっております。やはりシンガポールと日本とでは国情がかなり違って、日本の場合は専門性、熟練度の高い専門工事業者、あるいは作業の方が実施しておりますので、必ずしもシンガポールの例に置き置くことは必要ではないのではないかなと思っております。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

では、事務局のほう。

○東技術審査官 今、事務局としてちょっと話を聞かせていただいて、事務局として資料の原案を私のほうで作成しましたので、それを踏まえて皆さんの意見を聞かせていただいていると、まず、この資料をつくっている段階では、より安全な措置等の通達の中で書かれていることを念頭に書かせていただいておりますので、4種類だったかと思いますが、研修会のことを念頭に、十分な知識・経験ということを書かせていただいております。

その一方で、今、宗像委員、あるいは本多委員からは自社での養成という観点の話も出てきていたかと思っておりますので、そのところ、何もない状態、自社での養成をするというもの、それと必要な研修なりを定めていくというところ、そういう3つの観点でのお考えというか御意見を伺いながら、どういったことをとっていくのが必要なかを考えていく必要があると思われました。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

では、アクセス、どうぞ。

○杉森委員 安全点検、専門性、いろいろな場面の点検、確かにあると思うのですが、まず一番基本になるのは、足場の組立後の点検になりますので、ここについては、当然、自社でやられている方もおられるのでしようけれども、それとは別に客観的な点検、その内容を的確に実施してもらおうという意味から、点検する人には専門性を持った人にまずきちっと見てもらうというのが1つ重要であると思うのと、これも実際に起こっている、今現在ある事例として、発注者からうちの組合のほうに依頼があつてやっていることですが、きちとしたゼネコンさんです。何社も入っておられるゼネコンさんのある大きな建設現場の中で、いろいろな足場を発注者のほうで確認したところ、残念ながら、全部、もともとの計画、届け出の図面と実際に組まれている足場が全く違つたと。それが何工区かに分かれている全工区がそうだったのですね。

これはちょっとゆゆしき問題があつて、ここだけの話かなと思つていろいろ調査された結果、ほかの部分においても、残念ながら、きちとした公的なところで手すり先行だと

かは使っていたのですが、図面の中で出されていたものと違うと。それに対して、本来は元請さんが管理責任があって、監督署に88の届け出に行かれていますから、元請さんに質問されたところ、わかりませんと。足場は専門工事に全部任せていますという話になって、ちょっとうちの組合なんか相談があって、どういうことだと言われて、客観的な点検というものを、メーカーさんでやったりうちの組合でやったりというところで見なければだめだということがあったのですね。

それなりのゼネコンさんです。全部。どこの会社とか言いませんけれども。で、今実際にその発注者の関係でうちの組合なんか点検をやっていますけれども、そういったこともあるので、組立後の足場の点検については、きちっとまず客観的な点検を、専門知識を持った人にきちっとしたチェックリストで、いつ誰が何をやったかということを書いた上で記録として残しておく。それがあって初めて、建災防さんでやられているこのキャンペーンの話とかいうことが全部生きてくる話になると思いますので、そこについては専門的な点検、要は組立後については特にきちっとやっていくべきだと。これは住宅も関係なく、一律にやるべきだと思います。

以上です。

○蟹澤座長 では、小岸委員、どうぞ。

○小岸委員 今、本多委員からもあったように、シンガポールと日本ではまず働き方も国土もいろいろ違うとは思いますが、熟練度が日本は高いというお話も今ありましたが、今、外国人技能実習生が現場に多数働いてくださっています。建設現場、大規模修繕、私、主にやっているのですが、大規模修繕だと、多いところだと現場の半分ぐらいの職人さんが技能実習生だったりしている現場も多々あります。そういったところでは熟練度が高くないほうが多い。また来年からいろいろなことがあって、単純労働とかで、シンガポールと同じように、どんどん外国の方が働きに来ている中で、昔の日本の建設現場は本当に熟練で、誰も何も言わなくても作業していけるような状況だったと思いますけれども、今の状況は少し違うのではないかなあというのと、あとは、大手ゼネコンさんとかは、自社の安全管理部とか、きっちりされた部署があるから構わないと思いますけれども、民間の改修工事とか大規模修繕とか、そういったところではまだまだ、安全点検義務化でないから、義務でないからやらなくていいんでしょうみたいな風習も強いので、日本全国の全建設業をまとめて言うのであれば、大手ゼネコンさんとかしっかりしたような現場だけでなく、しっかりできないようなところも平等に見ていただいてジャッジしていただければと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。今の御指摘はもちろんだと思いますが、点検以前に、またいろんな論点が出てきまして、その辺、多分これをやるのに整理しなければ、今、杉森委員がおっしゃった図面というの、どの段階の図面かという、多分、契約図なんか足場図が入っているのかどうかという問題もありますし、法律上どこに定められたものが正規のものであって、それに準じていなければいけないのかというところがそもそもの問

題として、今、実質的に専門工事会社書いているとか足場メーカー書いているという実態もあると思いますが、要するに何が元になってそれを点検するのかというそもそもの話がありそうだということがあるのではないかと思います。

それから、今の外国人技能実習生の問題、大幢さんのところの研究所でそういうデータがあったと思いますが、なぜか外国人は落ちないというデータがたしかあったと思います。日本人は落ちちてけがをしますが、外国人は、ほかの巻き込まれとか、挟みとか、そっちが多いのだというデータだったと記憶しています。要するに、今の日本であっても、外国人の問題、あと、多言語化どうするかとか、それはまた別の問題としていろいろやられておりますけれども、その辺は客観的に見る状況があるのかなと思いました。

それから、シンガポールは非常に参考になるところもたくさんありますので、見習えるところは見習うというような話。それから、今の、そもそも足場が図書どおり、用語でいうと設計図書だと思いますが、図書どおりといったときに実態としてどうなっているのかという話。それから点検も、今、議論が出ましたが、設置直後のそもそもその足場が大丈夫かという問題と、使いながらいろんな操作がされている問題の、それも、先ほど、法令上のそれぞれの管理の規定も違うのだということだったと思いますけれども、その辺もしっかりとした上で。それからあとは、設置者の点検というもの。それからあと、住宅の現場なんかへ行くと設置者と使用者が違うとか、ハウスメーカーなんかで言うと、ハウスメーカーのディーラーが元請だけれども、実質的にはその下の工務店がやっていて、足場の設置者はまた別の人だとか、いろんな複雑な問題もあるので、そうなってきたときに、どこのところにまずそもそもの、多分元請になると思いますけれども、こういう安全点検をする義務があるのかというあたりの、結構いろんな状況があるものですから、せっかくの機会、皆さんが同床異夢で議論しないように、幾つかのパターンをしっかりと出す必要があるのかなという感じもいたしました。その辺はぜひ大幢さんや本山さんのところで御協力をお願いしたいと思います。

それでは引き続き、この問題に非常にかかわる、特に私も問題だと思っております、いわゆる木建現場の労働者に対する、全体を通してですが、特にソフト対策について、そもそも今ある法律や何かについてどうやって周知するかというような話だと思いますが、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○東技術審査官 続いてソフト対策についてということで、資料、6ページ目になります。

「現状」についてですが、いずれも1回目の検討会のお話させていただいているところかと思いますが、屋根の端からの墜落による死亡災害については、平成27年、28年の2年間で31件発生している。このうち木造家屋建築の改修工事が18件を占めているなど、特に住宅の屋根での災害が目立っている。また、屋根上での比較的短期間の工事では、足場等の仮設構造物もそうですし、屋根上での安全帯取付設備等を設置せず、何も設置せずに作業を行っているケースが多いということが挙げられます。1回目の実務者会合では、こういったところでのソフト対策、作業の安全管理や教育といった観点で多くの御意見を

いただいたところでございます。

主な意見としては、1ポツ目、安全帯の使用については、零細の工務店では現場に用意してある一方で、使用の指示が徹底されていないのではないかとということ。

それから、2つ目のポツ、災害の発生状況を見ると、安全帯未使用等の現行法令の遵守徹底が課題ではないかとということ。

それから3つ目のポツ、作業主任者については技能講習を受講して選任される者ですが、一度受講した後、足場の種類とか組立方法などは大きく変わっているという現状にあるのだけれども、再教育とか受けていないので、そういったものについても考えたほうがよいのではないかとというような御意見。

それから4ポツ目、安全教育を徹底するということも含めながら議論していくべきではないかといった御意見を主にいただいたところでございます。

こういった御意見を踏まえて、「議論の方向性」として幾つか記載させていただいております。まず、作業における安全管理という観点から、作業主任者についてということを書いています。現行、木建の組立の作業に関しては作業主任者の選任の対象となっているところですが、改修・変更ですとか解体については対象となっていないところがございます。他の高所作業の関係、鉄骨の組立とかについてと同様に、この変更とか解体についても作業主任者の選任対象の作業としてはどうかという御提案でございます。

こちらについては、現場の労働者の皆様に安全を意識してもらうためにどうしたらよいかということ事務局のほうでも考えました。そういうことがあって、作業主任者での対応と。まず現場で1人、しっかり安全について知識を持っている人を最低限1人入れたいというところで提案を入れさせていただいたところでございますが、こちらについてはほかの効果的な手法もあるかもしれませんし、また、木建の改修とか解体、変更とかいうことになると、本日参集の皆様以外にも関係する専門家、専門の団体が多数あるかと思しますので、皆様からの御意見をいただきつつ、並行して広く関係者から御意見を伺いながら今後も考えていきたいと思っております。

また、教育についてですけれども、木建の組立等作業主任者に関しては、能力向上教育という再教育が既に存在しています。これの推進についてということ。あるいは、また今後義務化されるフルハーネスに関する特別教育の対象者について、確実に教育を受講するような取組について、事務局として問題意識を持っているところでございます。こちらについて、どのように進めていくべきかといったことなどを御意見いただきたいなと思っております。

また、(補足資料)として7ページ目以降に高所作業に伴うような危険な作業における作業主任者の選任ということを含めました事業者の措置についてまとめているのと、それから9ページ目以降になりますが、木造建築物の組立て等作業主任者に対する能力向上教育、再教育について、現行の規定をそれぞれまとめておりますので、それぞれ参考としていただければと思います。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのソフト対策ですね。実はとても大事なところではないかと思えますけれども、御意見や御質問がありましたらよろしく願いいたします。

では、本山委員。

○本山委員 ちょっと事務局にお尋ねしたいのですけれども、今、議論の方向性の中で、組立時だけでなく、解体作業時も含めたらどうかと。これは解体作業、全部解体することをイメージされているのか、それとも一部改修も含んでいるのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

○東技術審査官 災害の発生状況を見ると、一部の改修というところでむしろ割と多く起きているというところがありますので、そこは対象にしたいなどは思っておりますが、ただ、改修とした場合にどこまでを対象とするかでかなり影響も変わってくるかと思えますので、そのところはいろいろ御意見いただきながら考えていきたいと思っております。

○本山委員 もう一点。この木造家屋の解体工事、これからものすごい数が行われると思うのですけれども、例えば安全だけでなく、アスベストを使っている問題とかありまして、衛生の問題もあると思えますけれども、その辺の連携とかいうのは。

○東技術審査官 石綿の関係についても、今いろいろ、これまで制度化されているところもありますし、検討も進んでいくかと思えますので、引き続き、同じ部内にもありますので連携していきたいと思えます。

○蟹澤座長 ほかにいかがでしょうか。

○込田委員 違う方向でいいですか。

○蟹澤座長 どうぞ。

○込田委員 多分、厚生労働省でいろんな助成とかなんかもやられているのではないかと思っているのですが、我々の零細工務店の中ではそれも知らないことが多いのではないかなと思っているのですが、再教育とか何かを従業員にさせたときに、その支援みたいなものもたしかあったような気がしているのですが、こういう制度があるのもっと従業員の再教育をさせてくださいというか、そういうPRも必要ではないのかなというのが1点と、安全帯とかヘルメットを買うのについても何かの制度があったような気がしているのですが、そういう制度のPRというのももうちょっとしていただけると、零細の工務店のほうとしては簡単にまた使えるという、余り申請が難しくというのはちょっと無理なので、簡単にできるようなことをもうちょっとPRしてもらおうと助かるかなと思っております。

○東技術審査官 今の助成金の関係の話ですけれども、私も直接の担当ではないので確定的なことは言えないのですけれども、職業安定局のほうで建設関係の雇用の助成金というものがありまして、そこでは人材育成の観点から、こういう安全衛生の関係のものについても、受講した場合の一部助成の対象にはなっていたかと記憶しています。

ただ、それがここで言うような再教育レベルのものまで入っていたかどうか、恐らく入

っていなかったのではないかなど。通常の技能講習、あるいは特別教育を受けた場合のものが入っていたのは間違いないかと思えますけれども、それ以降のところというのは何とも言えないところです。そちらの助成金のほうの話も、今、込田委員からもあったとおり、手続、使い勝手よくしてほしい、周知しっかりしてほしい、そういう御意見、安定局のほうでも断続的にいろんなところからいただいていると私のほうでも認識していますので、今回この場でも御意見いただきましたので、安定局ともしっかり連携してやっていきたいと思っております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

○込田委員 できれば1つの部署にしてもらいたい。安全帯のときはこっちな、再教育はこっちなとなるとちょっとまた難しいことが出てくるので、できれば単純で、窓口は1つというふうでお願いできるとうれしいなど。

○東技術審査官 すみません。先ほどの質問で1個答えていないところがあって、安全帯とかヘルメット、保護帽とかの関係で直接の助成金というのは、ちょっと私も記憶にはないところとか、難しいのではないかなあと思っています。今回、一方でフルハーネス型になるというところがあるので、そこでどうするかということについては、いろんなところからの御意見、御要望とかはありますので検討しているところではございますけれども、そこまで幅広のものとというのは今のところ余りなかったかなと思っております。

窓口一本化という話については、別にそれにかかわらず重要な話かと思っておりますので、ちょっと考えていきたいと思っております。

○蟹澤座長 よろしいですか。

これは主に木建、町場の問題ですけれども、住宅系のほうで。

○宗像委員 住宅工事を扱う業者というか、施工者というか、元請になる立場の会社というのは、大きいものから小さいものまで非常に層がさまざまでございます。自分は今、住団連というくくりから委員として参加させていただいておりますけれども、住団連の中でも大手のプレハブメーカーが集まったプレ協という団体であったり、それからツーバイフォーの協会であったり、木軸の住宅を主に扱うような会社であったり、プレハブというくくりで考えると一定の規模があります。木住協になると、また大きいものから小さいのまで、その団体にいらっしゃる、それからツーバイフォーも同じでございます。

そういう成り立ちで考えると、周知することの難しさというのをよく感じます。自分は一番小さい団体といたら言い方変かもしれないですけれども、新宿の木建協というところの会長もしております。そこで年に3回、新宿、杉並、中野地区の住宅工事現場の安全パトロールに行っております。監督署からの発信文書であったり、定住協でつくったチラシであったり、講習会の御案内であったり、そんなものを渡しているのですけれども、レベルがさまざまです。小さな施工店さん、元請さんの現場がほとんどですけれども、その中でも社長さんのお考えによって全然現場の成り立ちが違ってきているのですね。区画がきちっと整理できているところ、仮設トイレが置かれているところがあるかと思えば、

仮設トイレが丸々なかったり、足場がなかったりするところもあります。いろんな現場があります。

そこで感じるのがその周知の度合い、周知をいかにすればいいのか。自分たちが年に数十件、小さな現場を回りながら、こういう講習会があるよ、足場はこうしなければいけないんだよということをやっていくのは本当に微々たるものでしかなくて、ものを知らないで現場にいらっしゃる方が非常に多いのかなと感じてございます。

この周知の方法についてきちっと考える。そのことが、差を広げないというのですかね、情報に接して、その法律が変われば変わったなりの対応策をとるところと、そういったことも知らずに、より安全なという方向に目が向かないところとの差がどんどん広がってしまうのだろーと思しますので、底上げというのはとても大事なことだと思います。ぜひ周知の方法について真剣に考えながら、底上げということをしていくのが大事なことかなと思っております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。周知というのは非常に大変で、何と申し上げたらいいのかわかりませんが、実態を知っていただく上では、インターネットのグーグルで「木造住宅 建て方」で画像検索をするとたくさん絵が出てきますが、多分、1件も安全帯をしていません。これは何年も前から変わってなくて、多分それが実態で、そこにどうやって周知するか。足場を組み立てるのは、今、当事者でなくて、かなり専門の業者さんがやっているのよくなっているのですが、その後の使用者にどうやって、特にフルハーネスになったということを周知するだけでも結構大変で、ここにはいわゆる当事者、全建連しかいらっしゃいませんが、これがJBN、全建総連、あと、国交省でいうと住宅局がかなり当事者という感じになりますので、その辺にお伝えする手段というのは、特にこのソフトウェア対策では非常に大事なかなあとと思います。

これは今回直接ということにならないと思っておりますけれども、どういう手段がいいのかというあたりはちょっと事務局で当たっていただくのが、役所でいうと住宅局ですね。それから、あとは全建総連と、住宅団体ではJBNが大きいのだと思いますが、その辺が対象ということだと思います。それで実態については、委員長がこんなことを申し上げるのもあれですけれども、本当に随分前からそれぐらいに安全対策がおくれているよということをいろんなところで申し上げているのですけれども、これはとにかくどうかしなければいけない問題ですので、よろしく願いいたします。

ほかに何か御意見。

○関根委員 今、木建の労働者と項目に書いてあるのですけれども、我々、中高層等のビルを扱っている労働者にもちょっと言える共通の問題だと多分思いますが、今、現場なんか見て、休憩所とかにいと、朝礼前だとか、10時の休憩だとか、3時の休憩だとかに、親方と、要は下で働く作業員というかの会話が結構少ないなあと。休憩時にはスマートフォンとか携帯を見て休憩している。それはそれで多分いいと思っておりますけれども、ひところ、前は、親方が現場の進め方を話をしたり、これからどうするとか、時に安全帯を

使用していなかったら安全帯を使用するとかいうのを結構細かく指導していたかなあという感じを私は受けているのですけれども、最近そういうのが極端に少なくなったなあというのもあるし、あと現場との、我々、専門工事業なので、元請さんとの会話というのもだんだん少なく、いろんなものが発達してきたことよっての弊害なのかなあと思いますけれども、先ほどの周知という面では、私どもも、特に末端の作業員についてはなかなか周知しづらななあというのがちょっと今実感であるので、その辺教育するのなかなか難しいところではあると思いますけれども、背景には、事故が多いとか作業の誤りだったりというのはそういうのもあるのかなあというののもちょっと思っているところです。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。今言われてちょっと気がついたのですが、非常に難しい問題ですけれども、現状は、例えば、昔はくくりの組織であったものが、今、親方と下でまた請負関係になっているとかいう問題が多分あって、そうなった場合に、職業安定法では指揮命令してはいけないというのがあって、ただし、建業法のほうでは、たしかそういう関係であっても安全にかかわるような指導はしてもいいとなっていたと思います。法律的にも、上から下に伝えるときの現状の建設業特有の問題というのもありますので、その辺については少し、実態を全部容認するというわけではありませんけれども、そういう問題もあるということをごひちょっと御検討いただければなあと思います。この辺、僕はずうっとどうしたらいいのかなあと思っていて、たしか建業法では、元・下関係があっても安全に対する指導というのにはありとなっていたと思うのですが、これは職安法との問題に多分なってしまうと思いますので、ごく難しい問題ですけれども、ちょっと御検討いただける範囲でお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいようでしたら、最後の論点5の「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

○東技術審査官 「その他」の事項については6ページ目の資料の下のほうになります。

こちら、3点掲げていますが、1つ目のものについては、1回目の会合で出されたその他の御意見ということ、それから、2つ目、3つ目については、事務局のほうで技術的に安衛則を改正していく必要があるだろうと考える事項について記載したものでございます。こちらについて、メインテーマということではありませんが、今後とりまとめに向けて3回目以降取り扱っていきたいと思っています。

特に2点目、3点目については、次回以降ブラッシュアップして、武石委員などともちょっと連携しながら資料のほうを作成していきたいと思っております。次回以降、また御意見いただければと思います。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、何か御質問、御意見がありましたらよろしくお願ひいたし

ます。

どうぞ、南雲委員。

○南雲委員 私のほうからですけれども、「その他」のところですね。安衛法、それから安衛則両方ともですけれども、できた時期が非常にもう昔になっていて、今の現代では技術的に解決できる諸問題というのが多分多々あるのではないかなと思っています。例えば、今、実際に働く方の身長に合わせて安衛則上も手すりの高さが75cmから85cmに変わったように、その10cmの高さだけでも安心感が得られるということももちろんあると思います。

今、実際に身長高くなった方々に合わせるために、一般的に言われている次世代足場というものについても、高さの高いものも非常に出てきていると。それに合わせたときに、一番下のポツに書いてありますけれども、地条第一の布というもの、この2m以下というのがネックになるときが非常にあるのかなあという気がしております。その技術的ですか計算ですか強度試験とかいうのもあるかもしれませんけれども、そういうものによって安全が担保されているものであれば、この辺の寸法も変えることができるのではないかなと思っています。

これ以外ですと、建地の間隔が1.85m以下という基準もございますので、これについても、例えば当時はなかった高張力鋼板を使った鋼管ですとか、技術的に進歩しているものに合わせることによって、旧来からあるその法律、規則ですとかそういうものも含めたところだと思いますけれども、そういうものを変えていくことが技術革新にもつながって、なおかつ安全性にもつながることも確信できるのではないかと、メーカーの立場から思いました。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。これは別に特に現段階でお答えは要らないですね。意見ということです。

ほかに何かありますでしょうか。

それでは、ないようでしたら、事務局から御用意いただいた論点については以上になりますけれども、その他、全体を通してでも結構ですが、委員の皆様から何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

○大幢委員 ちょっと1つだけ。

点検についてはいろいろ意見もあったと思うのですが、基本的な考え方としては、足場を作った人が点検をして、使う側もしっかり点検するというような考え方になると思います。前回の平成27年に省令が改正されたときはその辺の議論があり、作った人が点検しても、結局ユーザー側が、何か事故があったら責任を負うということで、655条に使う側である注文者の足場の組立、一部解体若しくは変更の後の点検の規程が入り、二重点検ということになったと思います。その辺の周知をされてないということだったので、しっかりされたほうがよいのではないかと思います。

もう一点ですけれども、今、特別教育とかが非常にたくさんあり、ハーネスとか足場と

か、いろいろありますが、キャリアアップシステムとして、そういうのをとって作業主任者になってという流れがうまく作ればいいのかと考えます。さらに、強いていえば、能力向上教育とか、そのようにつながっていけば。さらに、これはちょっと余計な話かもしれませんが、それに合わせて職人さんの給料も上がっていくようなシステムになっていけばよいのではないかとちょっと思いました。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。キャリアアップとの関連ではそうですね。しっかりとこの安全関係の資格や講習が加点してもらえるようにということ。これは今ちゃんと検討されていると思いますけれども、その辺、厚労省からの確認もよろしくお願いします。

ほか、よろしいですか。

では、小岸委員、どうぞ。

○小岸委員 意見というほどではないのですが、私、足場工事業を営んでいますので、僕の回りでも、足場工事業の仲間、たくさんいるのですが、木造をメインにやっている仲間もたくさんいる中で、やはり木造は、意識がすごい低いのです。安全帯かけたまま仕事していたら仕事にならないからと、まず基本的に絶対しないので、でも、僕の友達でも、2段目、大した高さではないのですが、落っこちて半身不随になって歩けないのもいるのです。木造は低いからとか、危険も少ないからと。でも、7m以下で死んでいる方もたくさんいるので、点検とか、工期が短いとか、請負金額も安いとか、改修工事になるともっと安いとか、いろいろな問題はあると思うのですが、木造もある程度、それを義務化するのとかどうかまでは僕の口からはっきり言えないのですが、そのような方向に進んで、木造は何でもよしとしてしまうと、本当にヘルメットもかぶらないでやっている人たちもまだまだ、都内から出ればたくさんいますので、そういったところもケアしてもらえればよいのではないかと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。座長から申し上げにくいことを言っていて。木建は例外ではないということはどうやって周知するかと。多分、実際、適用除外だと思っている方がたくさんいらっしゃるようなので。実態としてはですね。それもあって、先ほど、グーグルで検索してみてくださいという話をしたのですが、よろしく申し上げます。

それから、先ほど私が申し上げたこと、ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、要するに安全に対する指揮命令は職安法上の請負関係ではしてはいけないんだよということでは多分ないと思うので、その辺、周知しないと勘違いされている方もいるかもしれない。少なくとも建設業法上はそれはいいということにたしかになっていたと思いますけれども、法律的にもしっかり見解を出していただく必要があるのかなあとということでございます。これは補足です。

ほかに、全体を通しましてどうでしょうか。

それでは、御意見ないようでしたら、本日の議論は、基本的には、より安全な措置につ

いては、これはいいことなので、どうやって普及させるかということ。それから、足場に関しては、やはり本足場が原則であろうと。ただし、いろんな状況があるので、それをどのように適用していくか。その辺についてはこれから具体的な方法論や何かについて整理していただくことになるのだと思います。

きょう、大体方向性は一致しましたが、いろいろな問題点、これから具体的に解決すべき問題もいただきましたので、非常に大変な作業ではございますけれども、事務局のほうで、また委員とその組織と御調整をいただきながら、次回の会議のときに御提示いただければと思います。

議題は以上で終了しましたが、事務局から何か追加で。

○杉森委員 最後に1つ、ちょっと確認だけ。

○蟹澤座長 ではどうぞ。

○杉森委員 今、蟹澤座長からもお話があって、普及という言葉が先ほどからずっと出ているのですけれども、あくまでもこの会の一番の目的は、建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化ということですね。今までやってきたことを継続して、さらにそれをどんどんやっていきたいと思いますということが目的ではないということによろしいですね。あくまでも内容的に、これまで進めてきたことをきちっと、規則化するものは規則化し、進めるべきものは進めていくということによろしいですね。3回目以降。

○東技術審査官 もちろん、規則化していくものもあろうかと思えますし、規則化できないものもあろうかと思えますし、全て含めてだと思っています。最初からそこを除いているものではないというのは1回目でも申し上げたとおりかと思っております。

○蟹澤座長 よろしいでしょうか。

○杉森委員 はい。

○蟹澤座長 それはいろんな場合場合がありますけれども、この中にも示されておりますように、しっかりと特別教育等の資格制度をつくるべきものがあるかどうかとか、その辺も含まれておりますので、これから具体的に御提示いただくことになると思います。

それでは、議題は以上になりますけれども、何か事務局からその他でございませうか。

○佐々木建設安全対策室長 それでは、事務的な連絡1点でございますけれども、本日机上に配付させていただいたファイル、1回目の会合の資料をつづつてあるものにつきましては、そのままこの場に置いていただければと思います。持ち帰らないようお願いできればと思います。

それから、次回のスケジュールでございますけれども、10月前半を予定しております。具体的な日程につきましては後日調整させていただきたいと思えます。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、事務局に進行をお返しいたします。

よろしくお願いいたします。

○佐々木建設安全対策室長 長時間にわたり御議論いただきまして、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、後日、各委員にお送りしたいと思いますので、御確認をよろしくお願いいたします。その後、厚生労働省のホームページに掲載させていただきたいと思っております。

それでは、以上で、第2回「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。